

日本女子大学教職教育開発センター
ワークショップ(1)
教職員のための教育法規2016
学校教育と合理的配慮
— 障害者差別解消法を受けて —

2016年4月、障害者差別解消法が規定する「合理的配慮」が動き出しました。学校もその適用を受け、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を怠り、障害者の権利・利益が侵害する場合、差別に当たると判断される可能性があります。

しかし、合理的配慮が何を指すかは一律に定まるものではなく、学校現場に戸惑いが広がっています。そこで、具体的な事例を検討することを通じて、学校現場に求められる配慮の意味を考えてみたいと思います。

- 講師：坂田 仰(日本女子大学教職教育開発センター教授)
- 日時：2016年6月25日(土)13:30～16:30(受付13:00～)
- 会場：日本女子大学目白キャンパス 新泉山館 2F会議室
- 対象：小・中・高等学校の女性教職員(申し込みの状況によっては、男性教職員も受け付けますのでお問い合わせください)
- 定員：30人程度
- お申込み：E-mailで、①氏名、②勤務校(勤務先)、③住所、④電話番号
⑤(本学卒業生のみ)卒業学科・卒業年をお知らせ下さい。

※なお、E-mailによる申込みを受領後、センターより返信いたします。1週間以内に返信がない場合はお手数ですが電話でお問い合わせ下さい。

(問合せ先)日本女子大学教職教育開発センター
TEL: 03-5981-3777
FAX: 03-5981-3778
E-mail: kyoshoku@fc.jwu.ac.jp
<http://www5.jwu.ac.jp/laboratory/kyoshoku>